

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険薬局の指定の辞退(保険課)
- 林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)
- 開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- 砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百七十六号

保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第四百七十七号

林業改善資金貸付基準(昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号)の一部を次のように改正し、平成七年六月十六日から施行する。

平成七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第四号の項貸付内容の欄7中「生産用の」の下に「栽培舎、」を加え、「くん蒸用施設」を削り、同欄8中「並びにファクシミリ」を「ファクシミリ並びに重量測定装置」に改める。

### 鳥取県告示第四百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 開発許可の年月日及び番号

平成六年三月一日 鳥取県指令受倉土維第七〇四号

#### 二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上米積字広田

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	平成七年六月二十三日

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上米積四九二

杉根 弘明

**鳥取県告示第四百七十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年七月十二日 鳥取県指令受倉土維十第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上福田字妻ノ神

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市下福田五四九一―一六

津村 正直

**鳥取県告示第四百八十号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年一月二十日 鳥取県指令受都計三―三第八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字二ノ森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目七二

有限会社仲野商事

代表取締役 仲野正男

鳥取市瓦町二〇九

有限会社協同商事

代表取締役 山田真人

**公 告**

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成7年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成7年6月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試験の時間
砂利の採取に関する法令 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	午前10時から 正午まで

## 2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 平成7年7月31日(月)
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

## 3 受験申込手続

次の書類を平成7年6月16日(金)から同年7月11日(火)までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。なお、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用することとし、郵送の場合は、7月11日(火)までの消印のあるものを有効とする。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 7,600円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

## 5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 不明な点は、各土木事務所に問い合わせること。